

復命書

供覧	課長	課長代理	専門監	班長	副班長	班員
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	/	/	[Redacted]
出張年月日	平成23年6月20日(月) 9:00 ~ 13:00					
件名	[Redacted]等に係る不適正処理案件指導					
出張先	熱海市役所					
用件	熱海市内における解体工事現場、土地造成地区における廃棄物の不適正処理案件について [Redacted] 他関係者から聞取調査を行った。					
<p>1 出席者</p> <p>(1) 静岡県 廃棄物リサイクル課 [Redacted] 東部健康福祉センター [Redacted]</p> <p>(2) 熱海市 建設課 [Redacted] (他2名)、まちづくり課 [Redacted]</p> <p>(3) [Redacted]</p> <p>(4) [Redacted]</p> <p>(5) [Redacted]</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 熱海市による指導事項 熱海市伊豆山における土地造成区域については、土採取条例の届出が必要となることから、前回(5月19日)に、5月31日までに届出を完了するよう指導したが、届出が完了されていない。 早急に工事計画書と完了計画等の届出をすること。 伊豆山の工事は、廃棄物が放置されているから、出来ないのではなく、届出が完了していないからで、廃棄物の処理については、県などの指導に従って適正に処理すること。</p> <p style="text-align: right;">(裏面に続く)</p>						

上記のとおり復命します。

平成23年6月21日

廃棄物リサイクル課長 様

[Redacted Signature]

復命書

※ [redacted] 申立事項

土地造成区域については、早急に測量をやり直し、計画書を提出する。

(2) 県による指導

[redacted]
が列席したことから、本年3月10日付けで関係者に送付した18条報告の経緯を説明し、18条報告の回答と併せて事実申立書を聴取し、適正に処分するよう指導した（※ 詳細は別添事実申立書のとおり）。

※ [redacted] 申立事項

このままガラ等を放置しておいても仕方がない。

私がやる。

日金町の現場も伊豆山の造成地も、[redacted]も、信頼できる奴に任せたいつもりだが、みんな逃げられた。

日金町の解体現場は、危険性がないように、とりあえず20メートルくらい上げる。

伊豆山に持ちこんだガラは当初は、ガラパゴスなどで砕石し、路盤材として使用するつもりだったが、リース代金が高いようであれば、コンガラは神奈川県内の許可を有する業者へ処分を委託し、廃プラなどは御殿場の業者に処分等を委託する。

日金町の現場は、調整さえつければ明日（6月21日）からでも実施したい。

東健廃第150-2号により静岡県知事より求められた平成23年3月10日付廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告をいたします。

平成23年6月20日

熱海市役所

1 熱海市日金町 [REDACTED]

[REDACTED] 社員寮解体工事については次のとおりです。

解体工事の発注者は [REDACTED] です。建物の所有者も [REDACTED] です。

解体工事代金の支払者及び受領者は自分の工事なので発生しない。

工事の請負契約書はありません。

建物を解体したのは [REDACTED] が行いました。 [REDACTED] の乗用という形態だったので工事契約は結ばれていません。

当該地に残存する廃棄物の種類及び量は鉄くずとコンクリートがら [REDACTED] でした。

日金のガラは伊豆山に持っていきました。

ガラの移動は [REDACTED] が行いました。

搬出量は現在伊豆山C工区にあるほぼ全部の量だと思って間違い無いです。

日金のガラを伊豆山に持っていった理由は、地元で工事箇所での分別を反対されたので、伊豆山に持って行って分別するしかなかったのが理由です。

2 熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 [REDACTED]

[REDACTED] 内廃棄物野積現場については次のとおりです。

C工区にガラ以外にコンテナや軽トラックがあります。

コンテナは [REDACTED] の現場事務所でした。

隣の小さいコンテナに重機の部品が入っています。

コンテナが置いてある高さが元々の地盤面です。

コンテナを置いたのは今から6~7年前です。

入り口の竹や一般ゴミは二宮から持ってきたものです。

二宮のゴミは [REDACTED] の土地から出たものです。

二ノ宮から伊豆山までは [REDACTED] がダンプを用意し、 [REDACTED] も作業員をだして熱海の伊豆山に持ってきたものです。元々、 [REDACTED] の土地から出たゴミなので同社として了解し、持ってきました。

何度か県から指摘があったのでコンクリがら以外のものは何度か他に出した。

C工区のガラについては [REDACTED] が分別して処分してその後泥の搬入をしてもいいと認

めました。

3 熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] (土砂搬入地) については次のとおりです。

現場の工事責任者は [REDACTED] さんです。

工事は今から3～4年前から始めました。

最初の契約では1台当たり [REDACTED] に払うという契約でした。

1台は約6㎡入ります。

最初の半年から8ヶ月くらいは、[REDACTED] くらいで多い時は [REDACTED] の搬入代を支払っていました。

どうも現場の話を聞くと、赤井谷には泥が何万リューベも入っているのだから [REDACTED] さんには [REDACTED] 入っているようだという話を聞きました。

赤井谷で掘り出した木片は [REDACTED] がダンプで持ってきたものです。

[REDACTED] から木片を持ってきたのは [REDACTED] が自分で準備したダンプで持ってきました。

4 熱海市伊豆山字東谷 [REDACTED] 解体工事については次のとおりです。

[REDACTED] は [REDACTED] の持ち物です。

解体業者は秦野にある字は忘れましたが、[REDACTED] という会社です。

解体とごみ処理を契約して、着手金： [REDACTED]、解体： [REDACTED] を [REDACTED] に払いましたが、逃げられてしまいました。産廃は御殿場業者に頼みました。

業者が逃げた後は、自分で重機を乗って泥やらゴミを一箇所に集めました。

中の鉄くずの専門業者に頼んで持って行ってもらいました。

野焼きは私が [REDACTED] に指示して浄化槽の糞尿の雑菌などをなくするために浄化槽は燃やしたのです。

私はそのとき実際現場にいました。

赤井谷 (土砂搬入地) の土を造成用に何台か運び入れています。

土の運び入れは私が指示して [REDACTED] が行いました。

一宅地分なので30台分くらいだったと思います。

[REDACTED] と他からごみを持ち込んだことは一切無いです。

以上事実に相違ありません。

申立人

住所

氏名

立会い者

職・氏名

上記の文に対し、[redacted]の説明に相違ありません
私の18条項目とします。

静岡県 廃棄物リサイクル課

不法投棄対策

不法投棄対策班

不法投棄対策班

不法投棄対策班

静岡県 東部健康福祉センター - 廃棄物課

静岡県知事 様

今後の計画

平成23年6月21日～25日

ガラ出し 日全から開始します。

平成23年27日

ニムラ

平成23年6月30日

万一、ゴミが出た場合は廃棄物処理法に基づき
適正に処理します。

以上の処理は [REDACTED] が責任をもって行います。

平成23年6月30日

住所

氏名